

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成31年1月7日（平成31年（行情）諮問第4号）

答申日：平成31年2月20日（平成30年度（行情）答申第432号）

事件名：ネット諜報・MALLARDに関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ネット諜報・MALLARD（マラード）に関する文書の開示請求参考資料で放送された番組で電波部はNSAの支援に感謝し、ネットで通信傍受するオペレーションの出発点にたどりついたとあり、マラードはNSAと電波部の共同衛星傍受システムとある。

内閣情報調査室のトップ北村内閣情報官がネット諜報についてディスカッションするためにNSAにやってきたとある。大刀洗通信所では2012年6基のアンテナが2018年現在は11基と増設されている。

参考資料；特定テレビ局，特定番組，特定放送年月日」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年7月17日付け装官総第10014号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由（参考資料は省略）

特定テレビ局特定番組にて防衛省情報本部電波部（以下「DFS」という。）が取り上げられNSAとの関係が明らかになった（参考資料1）。

放送内にてDFSはNSAにとって重要なパートナーであり，その関係は50年以上にわたる。DFSはNSAに支援される関係とある。

＜NSAの支援に感謝したいDFSはようやくネットで通信傍受するオペレーションの出発点にたどり着いた。＞（参考資料1より引用）。

MALLARDは大量情報収集システムであり，大刀洗通信所（福岡）では，2012年には6基のアンテナが2018年の現在は11基に増設されており，専門家の分析では傍受できる通信衛星の数は200基であり，その中には日本国内で使用されている無線インターネットのやり取りも含

まれている（参考資料1）。

＜「マラード」は民間の通信衛星からデータの収集を行った。＞（参考資料1より引用）。

さらにD F SとN S Aは衛星傍受を共同している（参考資料1）。

＜マラードはN S AとD F Sの共同衛星傍受システムである。＞（参考資料1より引用）。

マラードは1時間当たり50万回のネット通信の傍受を行っており、その中で防衛省のネットワークを攻撃するメールは1件である（参考資料1）。50万件の情報を読み込まなければ、どれが攻撃メールか分からず、民間の衛星からデータ収集を行っているのも当然、一般市民のメールなども含まれるのである。

参考資料1にて放送されたj a p a nファイル2013年1月の記述には以下のように説明がある。

＜日本政府は歴史的なネットの通信防御システム構想に取り組んでいるが、実現に当たり憲法上のそして社会的・政治的な壁に直面している。

日本のネット諜報導入を推進しているのは内閣情報調査室だ。

内閣情報調査室のトップ北村内閣情報官がネット諜報についてディスカッションするためN S Aにやって来た。＞（参考資料1より引用）。

さらに番組内で特定テレビ局は防衛省にネット諜報の事実関係についても確認を行っている。

＜防衛省・自衛隊による情報収集活動は法令を遵守して適正に行われており一般市民の情報を収集しているものでは全くありません。

サイバー空間における脅威の動向について重大な関心を持って公開情報の収集や諸外国との情報交換など、必要な情報の収集・分析を行っています。＞（参考資料1より引用）。

「防衛省・自衛隊による情報収集活動は法令を遵守して適正に行われており一般市民の情報を収集しているものでは全くありません」とあるが、「防衛省・自衛隊は一般市民のプライバシーであるE - M a i l等を傍受していない」とは言っていないのである。

特定番組の放送日後に防衛省の広報に電話にて「一般市民のメールを傍受してないか」と問い合わせると、現状分からないのでお答えできないと回答をもらっている。

次に自衛隊の国民監視問題について参照してもらいたい。

特定判決

自衛隊は一般市民も監視対象としていることを認め賠償金を支払っている。一般的に公にしていない本名や職業などの情報が収集されているのだから当然である。この裁判について犯罪やテロと無関係のあらゆる市民の情報を、有形力などを行使せずに国家が収集していたことを2013年6

月に暴露したエドワード・スノーデン氏の事件以降は通用しない倫理である（参考資料3）。

さらに公になっていない個人のプライバシー情報を、ネット諜報技術を用いて遠隔から収集した可能性が高いのである。（ネット諜報で個人情報収集する技術があるのだから、ネット諜報の技術を用いたと考える方が自然である。）

元陸上自衛隊情報保全隊長の特定個人は一般市民も監視対象と認めている（参考資料2）。

＜原告弁護団は、自衛隊の内部文書に沿って、どのような場合が監視対象となるか質問し、特定個人は、一般論だとしながらも、「一般市民も対象であったこと」、「日本中の全ての自衛隊のイラク派遣に反対する運動が対象になり得ること」、「自衛隊のイラク派兵に反対する署名を市街地で集める活動も自衛隊に対する外部からの働き掛けに当たり、監視対象になり得ること」、「監視対象となる団体・個人をまとめた文書があること」など、広い範囲を監視対象として、それを記録していることを認めた。＞（参考資料2より引用）。

日本の青森県には米軍基地がありエシュロンが有名であるが、地元住民の証言に監視されていると思わせる内容がある（参考資料4）。

＜「9. 11の直後、実家に電話して『ビン・ラディン』とか『アルカイダ』とかいう名前を口にただけで、電話にジーってノイズが入ったんです。これは三沢だけ。近隣の十和田では『そんなことはなかった』って聞いた。」＞（参考資料4より引用）。

特定テレビ局は特定年月に特定NPOと共同でスノーデンリークによって得られた流出文書に基づき、日本政府がアメリカ政府からXKEYSCOREという監視ツールの提供を受けている事実を報じている（参考資料5）。

＜NSAでは日本の諜報活動を支援するためにXKEYSCOREなどアメリカの諜報プログラムを提供していた＞（参考資料5より引用）

XKEYSCOREとは、監視ツールであり、あらゆる通信内容を保存、管理、検索し表示するシステムのコードネーム。テロ対策を名目にNSA（国家安全保障局）は「Collect it all」（全てを収集する）スローガンを掲げて電話、メール、SNSが含まれている情報を収集。一般市民も監視対象である。

オバマ政権は「一部、行き過ぎた面はあった」と認め、情報収集活動の手法を一部見直すことになった（参考資料5）。

特定年月日付、特定新聞では本来外交関係やテロ対策に力を発揮すべき情報機関の内閣情報室が首相の私的機関として利用されている実態が報じられた（参考資料6）。

選挙区ごとに内調のスタッフを派遣し集めさせた「ご当地ネタ」を首相の街頭演説で利用，対立候補の動向を逐一報告させていたなど，政府権限の私的な濫用が常態化している事実が明らかとなった。

内閣調査室の権限が私的利用されているのであれば，XKEYSCOREを私的利用されることも十分にあり得る。

日本国内のメール，電話，SNS等が全て政治目的で検索に掛けられ現政権の基盤強化に使われている可能性についても否定できない。

ネット諜報に使用されている予算，設備並びに人員や収集施設住所，NSAとのやり取り等の行政文書を公開すべきである。

ネット諜報による情報収集方法についても違法行為・違憲行為（プライバシー・通信の傍受）なら当然明らかにされ表に出てくるべきであるが，違法行為・違憲行為に触れないのであれば，それが明らかになることについて支障はない。

支障がないのであれば存否応答拒否の理由にはならない。

添付資料（省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件対象文書に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件については，当該請求に係る行政文書の存在を明らかにした場合，法5条3号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせるため，法8条の規定に基づき，原処分を行った。

本件審査請求は，原処分に対して提起されたものである。

2 本件開示請求の法8条該当性について

本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした場合，防衛省の情報業務の実務態勢を公にすることになり，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせるため，法8条の規定に基づき，その存否の応答を拒否して原処分を行ったものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，「平成30年7月17日付の審査請求人に対する行政文書，存否を明らかにしない（存否応答拒否）装官総第10014号記載の処分を取り消す。」と裁決を求めるとして不開示決定処分の取消しを求めるが，本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすることは，防衛省の情報業務の実務態勢を公にすることになり，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を

生じさせることからその存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成31年1月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月1日 | 審議 |
| ④ 同月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。なお、本件開示請求文言にいう「NSA」とは、審査請求書の記載等から、米国の国家安全保障局（National Security Agency）を指すものと解される。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の存否を明らかにせず不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 原処分において、本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 防衛装備庁は、防衛省設置法36条の規定に基づき、装備品等について、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行等を任務としている。

イ 防衛装備庁は、当該任務を遂行するために防衛省の各部局と緊密な調整を行っている。防衛装備庁における主要な業務や研究開発の概要は公表しているが、個別の防衛装備品調達に係る詳細までは公表していない。

ウ 本件対象文書の存否を明らかにした場合、本件請求内容に係る防衛装備庁の関心事項及び実務態勢等の有無が明らかとなり、結果として、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては、我が国の安全が害されるおそれがあることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは法5条3号の不開示情報を開示することとなる。

(2) そこで、当審査会において、防衛省設置法を確認したところ、防衛装備庁は、装備品等の研究開発、調達、補給及び管理等を行うこととされていることが認められる。

上記(1)イの諮問庁の説明及び防衛装備庁のウェブサイトにおいて公表されている情報に照らすと、仮に、本件対象文書の存否が明らかと

なれば、本件請求内容に係る防衛装備庁の情報関心及び実務態勢等の有無が明らかとなり、結果として、防衛省・自衛隊の任務に支障を来し、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとする上記（１）ウの諮問庁の説明は否定し難く、本件対象文書の存否に関する情報は法５条３号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法５条３号の不開示情報を開示することとなるため、法８条の規定により開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条３号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久